改定委員の西井です。

７月１４日の第１３回改定委員会に出席できませんので、この場を借りて意見を申し述べたいと思います。

１１日に開催された第１２回委員会では、「Ⅱ－２情報公開」について議論が伯仲しました。ＦＯＥＪの松本郁子委員の提出した意見書のうち、とりわけ「２－２－２相手国での情報公開」をめぐっては賛否が明確に分かれた議論が展開されました。
ＪＩＣＡ側の意見では、現状でも案件発掘段階、予備調査段階で相手国のステークホルダとの協議が行なわれ必要な情報は提供されている、相手国の状況によって情報公開ができる国とできない国があり一律には遵守が困難、ＪＩＣＡの責任は相手国の行なう情報提供を支援することである等を根拠に松本委員の提案に否定的ないし消極的でした。
相手国においてＪＩＣＡみずからが、みずからの責任で情報公開を行なうことが困難であるという意見は理解が困難です。
ＪＩＣＡ自身が相手国においてみずから情報公開を行なうということがいかに重要な意味を持つかということをもう一度よく確認する必要があります。見方を変えれば、今まで情報公開を相手国の責任に任せておいたがために、ステークホルダとの十分な協議ができず、住民の反発を招く、強制立退きが行なわれるなどさまざまな問題が生じてきたという側面は否定できません。この点をもっと真剣に受けとめ、厳しく評価しなければならないのではないでしょうか。
メコンウオッチの松本悟委員がいみじくも指摘しましたが、実施段階（ＪＢＩＣ、ＡＤＢ等）に到って問題が生じてくることのないように、案件発掘、予備調査など援助案件の最上流部において、ＪＩＣＡみずからが情報提供に責任を負うことは必要な関与ではないでしょうか。援助案件形成にＪＩＣＡは重要な役割を負っていることを十分認識する必要があると思います。
要は、ＪＩＣＡみずからが相手国において情報公開する意思があるかないかの問題です。１１日の議論では、検討にも値しないという姿勢が前面に出ていました。
現状追認、現状維持の姿勢をとる限りは相手国における情報公開は困難でしょう。しかし、この委員会でガイドラインの改定について議論することの意義は何かと考えたとき、現状追認、現状維持ではなく、よりよいＯＤＡの実施のために現状を改革していく、よりよいあり方を検討するという役割があったはずです。現状をどう変えていくかという原点に立って、この問題は考えていただきたいと思います。
相手国における情報公開については、松本郁子委員の提案を尊重するかたちでガイドライン本文の中に盛り込まれるよう提案します。

また、「Ⅱ－３相手国の情報公開」についても、できればＪＢＩＣよりも質の高いものを、少なくともＪＢＩＣのガイドラインに盛り込まれているレベルの公開の原則はＪＩＣＡのガイドラインにおいても盛り込まれるべきと考えます。
この点につきましても、松本郁子委員の提案を尊重するかたちで本文に盛り込まれるよう提案します。

フィリピン情報センター・ナゴヤ
西井和裕